

## 料金・利用回数

### (1) 基本料金・回数

#### ① 利用回数

- ア) 事業対象者・要支援1の方は、週1回まで利用できます。
- イ) 要支援2の方は、週2回まで利用できます。

#### ② 利用料

ア) 介護保険サービスの利用負担額

- ・介護保険負担割合証に記載された割合（1割・2割・3割）に準じます
- ・1回あたりのおおまかな利用料の目安は下記のとおりです。

1回あたりの利用料	介護報酬額 ×地域係数 10.9	介護保険適用時の1回 あたりの自己負担額 ★1割負担額	★2割負担額	★3割負担額
送迎なし (送迎減算)	3,237円	324円/ 297単位	648円/ 297単位	972円/ 297単位
送迎あり	3,761円	376円/ 345単位	752円/ 345単位	1,128円/ 345単位

イ) 各加算額 : 江戸川区の緩和型通所サービスの単価表に準じた料金になります。

- ・サービス提供体制強化加算および処遇改善加算につきまして、介護保険制度に基づいた料金が加算されます。

○サービス提供体制強化加算Ⅰ（1ヶ月に1回 加算されます）

介護区分	1割負担額の方 (料金/単位数)	2割負担額の方 (料金/単位数)	3割負担額の方 (料金/単位数)
事業対象者・支援1の方	96円/88単位	192円/88単位	288円/88単位
支援2の方	192円/176単位	384円/176単位	576円/176単位

○処遇改善加算1（1ヶ月に1回 加算されます）

介護区分	1割負担額の方 (料金/単位数)	2割負担額の方 (料金/単位数)	3割負担額の方 (料金/単位数)
事業対象者・支援1の方	288円/264単位	576円/264単位	864円/264単位
支援2の方	479円/439単位	957円/439単位	1436円/439単位

ウ) 実費負担額 : 教材費や複写などの実費相応分の料金が自己負担になります。

#### ③ 制度等が改定された場合について

- ・改定後の料金やサービス内容に変更されます。
- ・加算額・地域係数 10.9・負担割合額は、国基準に準じます。

#### ④ 1ヶ月の上限単位の範囲について

- ・事業対象者・要支援1の方（送迎利用の方） 1月の上限は1,798単位。  
（送迎が無い方） 1月の上限は1,606単位。
- ・要支援2の方（送迎利用の方） 1月の上限は3,621単位。  
（送迎が無い方） 1月の上限は3,237単位。

#### ⑤ 複数の通所型事業所を利用した場合について

- ・合算した単位数が上限単位の範囲までは負担割合に準じますが、複数の事業所を利用の場合は、江戸川区で定めております利用回数制限に準じます。